

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 告示

○建築基準法による意見の聴取……………

……………(都市整備局市街地建築部調整課)……………

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………

……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………

……………(環境局多摩環境事務所環境改善課)……………

### 公告

○特定非営利活動法人の認定……………

……………(生活文化局都民生活部管理法人課)……………

○大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………

……………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………

## 告示

### ●東京都告示第百四十号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十八条第五項ただし書の規定による許可申請があったので、同条第十五項の規定により、次のように公開による意見の聴取(以下「公聴会」という。)を行います。

なお、公聴会で意見を述べようとする者は、当該公聴会

の期日の三日前までに、知事に対し、意見の要旨並びに住  
所、氏名及び当該公聴会の事由となる処分についての利害  
関係を記した書面を提出してください。

令和元年六月十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 公聴会を行う日時 令和元年六月二十八日(金曜日)

午後二時から

二 公聴会を行う場所 東京都庁第二本庁舎十階二〇三会議室

新宿区西新宿二丁目八番一号

三 書面の提出先 東京都都市整備局市街地建築部調整課審査担当(東京都庁第二本庁舎三階)

新宿区西新宿二丁目八番一号  
電話〇三(五三八八)三三二七

四 公聴会を行う理由 次の建築許可をするため

建築主住 港区三田三丁目五番二十一号

所氏名 三田三・四丁目地区市街地再開発組合

建築敷地 港区三田三丁目十一番二ほか

地域地区 第一種住居地域、商業地域、防火地域及び  
三田三・四丁目地区地区計画

### 申請の概要

工事種別 新築  
及び用途 事務所、集会場、飲食店、物品販売業を営む店舗、サービス業を営む店舗、診療所及び自動車車庫

敷地面積 約一九、一七一平方メートル

建築面積 約七、八七〇平方メートル

延べ面積 約一九九、七一〇平方メートル

構造及び鉄骨造一部鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄筋コンクリート造ほか

階数 地上四十二階地下四階ほか

高さ 二一〇・二九メートルほか  
適用条文 建築基準法第四十八条第五項ただし書

### ●東京都告示第百四十一号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、平成三十年東京都告示第八百四十七号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

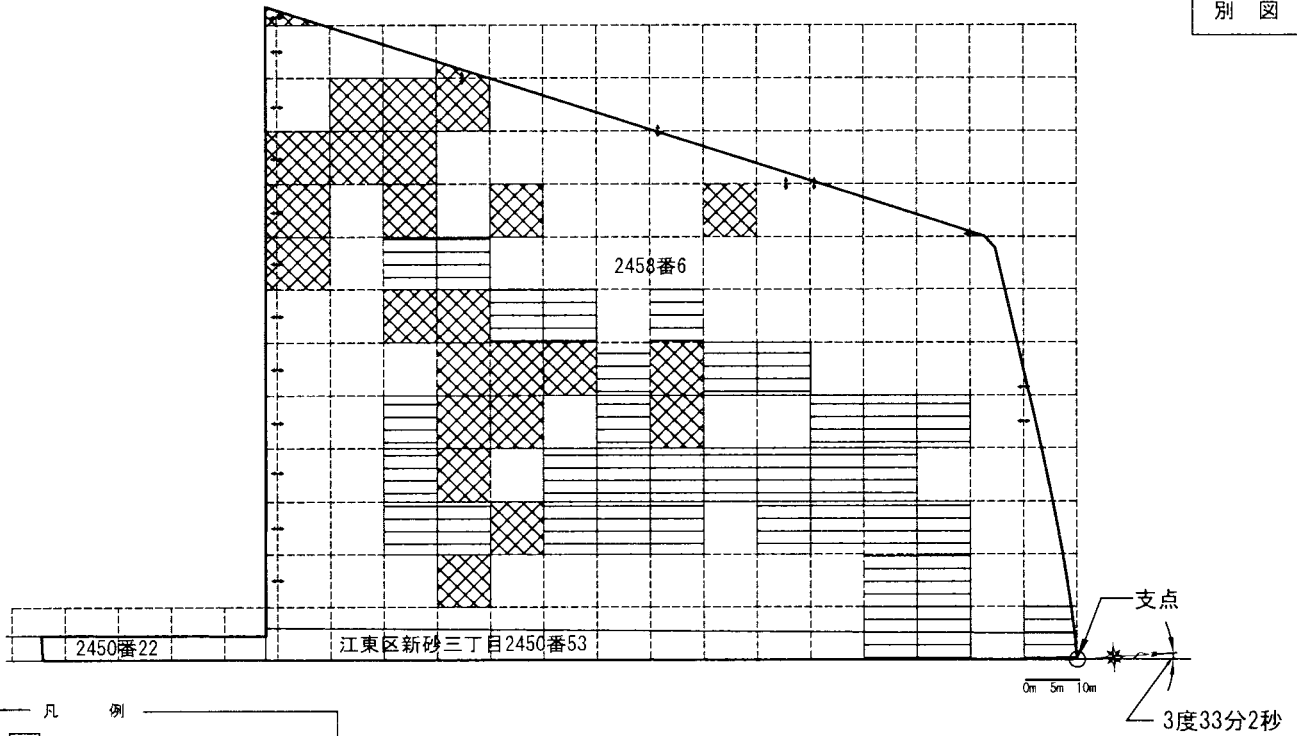
令和元年六月十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり(江東区新砂三丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 六価クロム化合物、鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物  
三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物  
四 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



- 凡例
- 指定を解除する区画
  - 形質変更時要届出区域  
(平成30年東京都告示第347号により指定された区域(規則第58条第5項第12号に該当))
  - 単位区画
  - 界線
  - 敷地境界

支点  
 支点は江東区新砂三丁目2450番53の最北端とする。

【格子の回転角度(3度33分2秒)】  
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第百四十二号

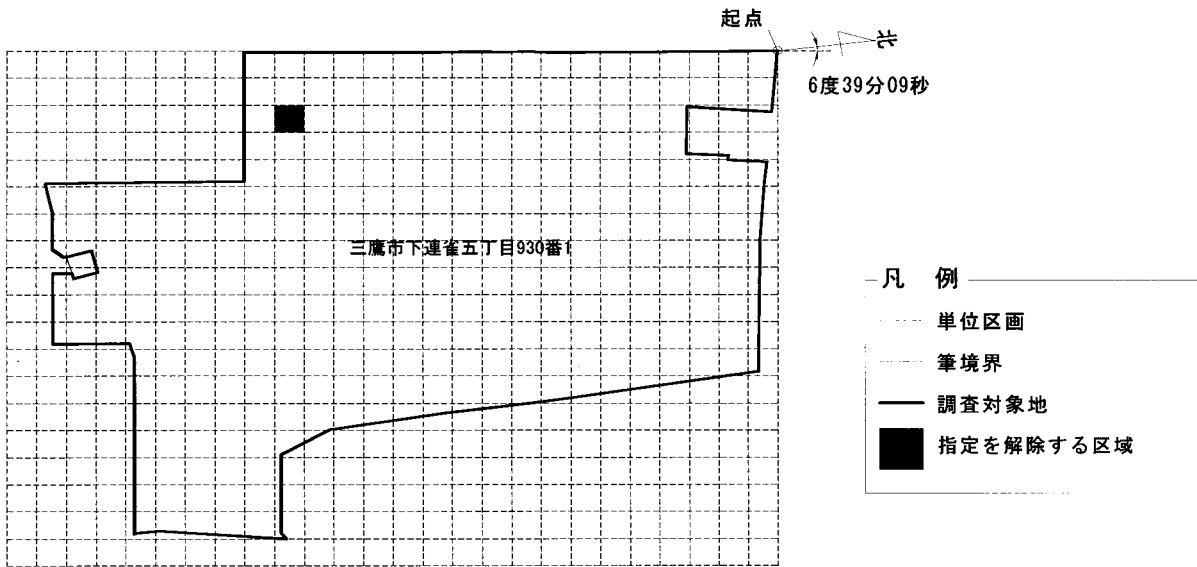
土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六條第四項の規定により、平成二十八年東京都告示第千五百四十五号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同條第五項において準用する同條第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和元年六月十九日

東京都知事 小池 百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり(三鷹市下連雀五丁目地内)
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一條第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 トリクロロエチレン
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図



- 凡 例
- 単位区画
  - 筆境界
  - 調査対象地
  - 指定を解除する区域

**起 点**  
 起点は、三鷹市下連雀五丁目930番1の最北端とする。

**格子の回転角度 (6度39分09秒)**  
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

公 告

特定非営利活動法人の認定について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第四十四条第一項に規定する特定非営利活動法人の認定をしたので、同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第二十二条の三の規定により、次のとおり公告する。

令和元年六月十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称

特定非営利活動法人ベトナム簿記普及推進協議会

二 代表者の氏名

大武 健一郎

三 主たる事務所の所在地

東京都千代田区丸の内二丁目八番一号 丸の内トラス  
 トタワーN館八階税理士法人山田&パートナーズ内

四 認定の有効期間

令和元年五月二十三日から令和六年五月二十二日まで

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八條第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

令和元年六月十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名 マルエツ大森町店

二 店舗所在地 大田区大森西三丁目三十一番八号

三 設置者名 あたらし屋商事株式会社ほか二名

四 意見

ア 聴取者 大田区長

イ 概要 意見なし

ウ 収受日 令和元年五月二十三日

五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課  
(新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間 令和元年六月十九日から同年七月十九日  
まで。ただし、東京都の休日に関する条  
例(平成元年東京都条例第十号)に定め  
る休日を除く。

七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。  
ただし、正午から午後一時までを除く。

一 店舗名 オークー池尻大橋店

二 店舗所在地 世田谷区池尻三丁目二十七番十一号

三 設置者名 エノルメ・エッセ株式会社

四 意見

ア 聴取者 世田谷区長

イ 概要 意見なし

ウ 収受日 令和元年五月二十三日

五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課  
(新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間 令和元年六月十九日から同年七月十九日  
まで。ただし、東京都の休日に関する条  
例(平成元年東京都条例第十号)に定め  
る休日を除く。

七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。  
ただし、正午から午後一時までを除く。

一 店舗名 F Fビル

二 店舗所在地 新宿区新宿三丁目二十六番六号

三 設置者名 株式会社三峰

四 意見

ア 聴取者 新宿区長

イ 概要 意見なし

ウ 収受日 令和元年五月三十日

五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課  
(新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間 令和元年六月十九日から同年七月十九日  
まで。ただし、東京都の休日に関する条  
例(平成元年東京都条例第十号)に定め  
る休日を除く。

七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。  
ただし、正午から午後一時までを除く。

発行 東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号  
電話 〇三(五三二二)一〇一一(代)  
郵便番号 163-8001  
定価

本号 三〇円  
一箇月 六、六〇〇円  
(郵送料を含む。)

印刷所 勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七号  
電話 〇三(三三八一)五二〇一(代)  
郵便番号 113-0001

印刷所

